

農林水産省改革推進本部等の設置について

平成20年12月24日
農林水産省省議決定

1 趣 旨

国民視点に立った農林水産行政を実行し、国民の信頼を回復するためには、「農林水産省改革のための緊急提言」(平成20年11月27日農林水産省改革チーム。以下「緊急提言」という。)に盛り込まれた事項について、全省的に検証し、継続的な改革を進める必要がある。

このため、農林水産大臣を本部長とし、農林水産省の関係部局により構成する「農林水産省改革推進本部」(以下「改革推進本部」という。)及び「農林水産省改革推進室」(以下「改革推進室」という。)を設置し、緊急提言に盛り込まれた事項に係る工程管理等を行うことにより、農林水産省改革の実現を図る。

2 改革推進本部の構成

(1) 改革推進本部の構成員は、次のとおりとする。本部長は、必要に応じて、構成員を追加することができる。

本部長	農林水産大臣
本部長代理	両副大臣
構成員	両大臣政務官、事務次官、農林水産審議官、官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房総括審議官(国際)、大臣官房技術総括審議官、統計部長、総合食料局長、消費・安全局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官
事務局	改革推進室 (改革推進室発足までの間は、大臣官房政策課、秘書課及び文書課)

(2) 改革推進本部の下に、庶務課長会議のメンバーからなる幹事会を設置する。

3 改革推進本部の取組事項

改革推進本部は、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 関係部局が取り組む具体的な改革案の審議
- (2) 関係部局の取組の管理・指導
- (3) 関連情報の収集・分析・共有化
- (4) その他

4 改革推進室の取組事項

改革推進室は、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 改革推進本部の事務局として、「農林水産省改革の工程表」(平成 20 年 12 月 24 日農林水産省)の進行管理
- (2) 緊急提言に盛り込まれた内容のうち機構改革の検討の取りまとめ
- (3) 緊急提言に盛り込まれた内容のうち内部監査などの新たな業務の試行的な実施

5 その他

前各項に定めるもののほか、改革推進本部及び改革推進室の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。